

受益者連続型信託をめぐる相続人間の争いの事例と受益権の評価

今回のニュースレターでは、私が相続税の申告の依頼を受けた際の受益者連続型信託をめぐる相続人間の争いの事例をご紹介します、この事例により、現行の信託税制における受益権の評価の問題を考えてみたいと思います。なお、ご紹介する事例については簡略化して記載しているので、実際の事実と異なる部分があります。

● どのような事例だったのか？

1 事例の概要

被相続人は、令和3年に受益者連続型信託を設定しました。その後令和5年に相続が発生しました。被相続人の法定相続人は、妻、長男、長女の3人です。被相続人が設定した受益者連続型信託について、相続発生後に内容を知った長男は、信託設定により取得した受益権の価額が遺留分相当額に満たないとして、代理人弁護士を通じて、被相続人の妻と長女に対して、遺留分侵害額請求を行いました。

なお、被相続人の保有資産の総額は、税務上の評価額（相続税評価額）で約9億円です。その内訳は不動産が約8億円、預貯金等が約1億円です。

また、被相続人に関する相続税の納税額総額は、約1億5,000万円です。納税額の内訳は妻が約2,000万円、長男が約5,000万円、長女が約8,000万円です。

2 受益者連続型信託の概要

① 信託の目的

本件信託は、被相続人の保有する不動産の管理を受託者である長女に託し、自らの

相続時には妻を中心に受益権を承継しつつ、信託終了時には長女と長男の子（被相続人の孫）へ信託財産を帰属させることが目的です。

② 信託設定の経緯

被相続人の生前において長男と長男の妻との関係が悪化しました。そのため、自らの相続発生時には、妻を中心に財産を承継しつつ、最終的には長女を中心とした財産の承継を望みました。一方で、一部の財産は長男へ承継すべきとの考えもありました。しかし、その一部の財産を長男へ承継すると長男の妻へ財産が承継される可能性が生じます。関係が悪化した長男の妻へ財産が承継されることは防ぎたいとの希望もあり、長男から長男の子（被相続人の孫）へ直接財産が承継されることも望みました。このような被相続人の意向を実現するために、被相続人の知人弁護士が受益者連続型信託を組成し、被相続人のほとんどの財産に信託が設定されました。

③ 信託契約の内容

被相続人が設定した受益者連続型信託は、以下の通り3契約ありました。

ア 委託者 被相続人

1次受益者 被相続人

2次受益者 妻

3次受益者 長女

信託財産の価額 約5億円

イ 委託者 被相続人

1次受益者 被相続人

2 次受益者 長女

信託財産の価額 約 2 億 4,000 万円

ウ 委託者 被相続人

1 次受益者 被相続人

2 次受益者 長男

3 次受益者 長男の子

信託財産の価額 約 1 億 6,000 万円

なお、上記に記載した信託財産の価額は、相続税評価額による価額です。また、上記 3 契約の信託契約の受託者は、すべて長女であり、最後の受益者が帰属権利者となる内容でした。

3 受益者連続型信託に対する長男の不満

長男は、被相続人が設定した受益者連続型信託に対して、以下の 3 点の不満がありました。

1 点目は、長男の相続税の納税資金についてです。

長男が納税すべき相続税は約 5,000 万円ですが、上記信託契約ウの長男が 2 次受益者となる信託契約の信託財産は、不動産が 1 億 4,000 万円であり、金融資産は 2,000 万円です。信託財産のうち金融資産のみでは相続税の納税資金としては不足していました。

2 点目は、長男に対する受託者である長女の対応についてです。

相続税の納税資金約 5,000 万円を捻出するために、信託財産である不動産を処分することを長男から受託者である長女に申し出ました。しかし、受託者である長女は、委託者の被相続人は不動産の処分を希望しておらず、長男の子に不動産自体を承継することが信託の目的であるとの理由により、不動産の処分を拒否しました。また、

長男が 2 次受益者となる信託契約における信託財産の大半は、借地権者がいる底地であったため、そもそも不動産の処分自体が困難であることも、信託財産である不動産を処分することを拒否する理由でした。

3 点目は、最終的には、被相続人の大半の財産を長女が取得することになること、および、長男が取得する受益権の内容についてです。

被相続人が設定した受益者連続型信託では、信託財産自体を長男は取得できません。最終的な信託財産の帰属先は、長女と長男の子（被相続人の孫）です。しかも、被相続人の財産の大半は、長女に帰属する信託の内容です。さらに、受益者が長男であるときは、上記のとおり信託財産である不動産の処分を受託者が認めません。つまり、長男は信託財産の処分（換金）が制限される受益権のみを取得することになります。その結果、長男が取得した受益権の内容は、借地権者がいる底地から得られる地代収入（年間約 100 万円）を得る権利のみです。

4 長男の対応（遺留分侵害額請求）

本件の受益者連続型信託において、相続税評価額を基準にすると、相続財産の総額 9 億円に対して長男は、約 1 億 6,000 万円の財産（受益権）を取得します。つまり、長男の財産の取得割合は約 18%なので、長男の遺留分は侵害されていないことになります（長男の遺留分割合は 12.5%であるため。）。しかし、上記の通り長男が取得する受益権の内容は、借地権者がいる底地から得られる地代収入（年間約 100 万円）を得る権利のみです。

そこで、長男は、このような受益権の内容を勘案して再評価した場合、取得した受益権の評価額は、相続税評価額よりかなり低くなるとして、遺留分は侵害されている

と主張し、妻・長女に対して遺留分侵害額請求を行いました。

● 受益者連続型信託における受益権の評価についての私見

今回ご紹介した事例は、受益者連続型信託における受益権の税務上の評価（相続税評価額）の問題が顕著に表れた事例と考えられます。

相続税法9条の3第1項では、『受益者連続型信託（略）に関する権利を受益者（略）が適正な対価を負担せずに取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利（略）で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。』と規定されています。この規定からは、相続税における受益者連続型信託の受益権の評価額は、受益権の基となる信託財産の評価額と同じと取り扱われるものと解釈できます。受益権については、信託財産の処分権がないことなどが評価上考慮されません。

前述のとおり、本件では、長男が取得した受益権の内容は、借地権者がいる底地から得られる地代収入（年間約100万円）を原資とする金銭の給付を請求する権利のみです。また、長男は受益者であり、所有者ではないので、信託財産の処分権は形式的にも実質的にはない状況です。すなわち、長男は、信託財産そのものを取得した状況とはかなり異なります。

長男が取得した受益権の内容が上記のような状況にもかかわらず、受益権の相続税評価額の計算に当たっては、信託財産そのものを取得したものと同様に扱われます。そうすると、受益権の適正な評価額よりはかなり高い評価額になると考えられます。

しかし、相続税法9条の3第1項により、受益権の評価額は信託財産の評価額と同じと取り扱われるのが現行の信託税制です。

ご紹介した事例において、長男が得た経済的利益は、年間約100万円だけということが実態です。このような長男の経済的利益に対して、約5,000万円の相続税が課税されます。

このように、長男が得た経済的利益以上に課税される結果となるのが現行の信託税制です。このような税制は、課税の原則（応能負担の原則）に反すると考えられます。

税理士である喜多綾子氏は『信託税制の法的構造の研究』49頁（信託研究奨励金論集第37号、2016年）において、次のように述べています。

『受益者は信託目的どおりの利用しかできないこととなるため、自由に信託財産を処分することができない。もちろん、信託目的が遂行できないために信託が終了する場合も生ずるであろうが、そうでなければ、委託者が当初設定した信託目的通りにしか利用できないものであり、通常の相続のように取得した財産を処分することができないという縛りのある所有である。このような狭い範囲での所有に対して、そのリスクが何ら考慮されていない税制となっている。現行税制では、信託を利用することは不利であり、信託の利用を萎縮させてしまっているのが現状である。』

上記の喜多綾子氏の見解は、妥当な見解と考えます。

今回ご紹介した事例や喜多綾子氏の見解について、皆さんはどのようにお考えになるでしょうか？

（税理士 座間泰明・民事信託活用支援機構理事）